

● 自転車利用者の

交通ルール遵守

改正道路交通法の施行にともない、自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと、自転車運転者講習を受けることとなります。

講習の対象となる危険行為

信号無視、一時不停止、飲酒運転、ブレーキ不良自転車運転、歩道での歩行者妨害、通行禁止場所の通行、右折時の直進車や左折車への通行妨害、遮断踏切への立ち入り、安全運転義務違反など

● 歩行者を守る反射材用品

歩行者も交通事故に遭わない対策を行うことが重要です。夕方からの外出時には、衣服やカバン、帽子、自転車などに反射材を付けると、自分の存在を運転者に知らせることができ、交通事故防止に有効です。

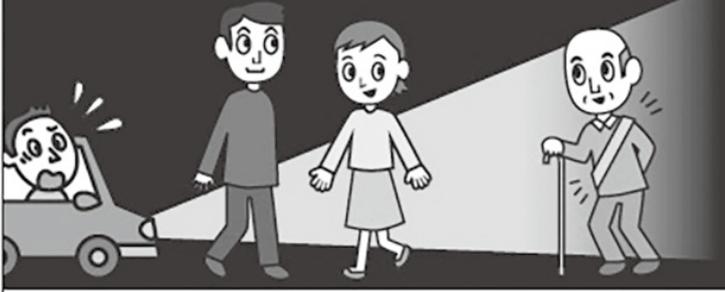
夜間は、歩行者から車のライトが見えても、運転手から歩行者が見えているとは限りません。車に対して、自分の存在を示すことが事故防止につながります。ぜひ反射材を使用してください。

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用



反射材は100m以上離れていても光を受けて反射します



黒っぽい服は 30m
明るい服は 50m
反射材を付けていれば 100m～200m

飲酒運転の根絶

平成26年中の県内の飲酒運転関連の死者数は5人(平成25年より3人増)、人身事故件数は84件(平成25年より20件増)といずれも前年より増加し、飲酒運転による交通事故がいまだに後を絶っていません。

飲酒運転は、きわめて悪質・危険な犯罪です。

一人ひとりが「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転をなくすための3つの約束

1. お酒を飲んだら運転しない
2. 運転する人にはお酒を飲ませない
3. お酒を飲んだ人には運転させない

法令講習会(交通)の開催

法令講習会(交通)を行います。最近の交通情勢を学び、交通安全に努めましょう。

※事前申込不要、どの会場でも参加できます。

※時間はいずれの会場も午後7時からです。

地域	講習日	場所
高根	9月28日(月)	高根支所
一之宮	10月1日(木)	一之宮公民館
清見	10月6日(火)	清見支所会議室
岩滝	10月7日(水)	岩滝公民館
国府	10月14日(水)	こくふ交流センター
高山	10月15日(木)	高山市民文化会館
上宝・奥飛驒	10月16日(金)	上宝支所
丹生川	10月21日(水)	丹生川支所
荘川	10月29日(木)	荘川総合センター

問合せ 高山地区交通安全協会 ☎36-2077

シートベルトとチャイルドシートの正しい着用を

道路交通法では、全席のシートベルトの着用と6歳未満の幼児のチャイルドシート利用が義務付けられています。

● 後部座席シートベルトを着用しましょう

後部座席でシートベルトを着用せずに交通事故に遭った場合、自分自身の大きな被害や車外放出、前席同乗者への加害などの危険性があります。

後部座席でのシートベルトの着用は、自分自身だけではなく、同乗している家族や友達の大切な「命」を守ります。

● 命を守るチャイルドシート

～「抱っこ」では子どもの命は守れません～

6歳未満の幼児を車に乗せる場合は、体格に合ったチャイルドシートを正しく使用しましょう。事故の被害を軽減するほか、子どもが運転操作を妨げることを防止できます。

シートベルト非着用の危険性 (警察庁資料)

- 非着用者の致死率は着用者の約15倍
- 非着用死者の車外放出の割合は着用者の約22倍
- チャイルドシート不使用での致死率は使用時の約3倍